

熊本県公報

第 1 1 4 6 2 号
平成 18 年 9 月 29 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課) 1
告 示	
○都市計画法の事業計画変更	(下水環境課) 1
○公有水面埋立免許の出願	(漁港漁場整備課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)	(高齢者支援総室) 2
○ " (介護予防訪問介護)	(") 3
○環境センター展示室整備委託に係る一般競争入札の実施	(環境政策課) 3
○救急医療機関に関する認定	(医療政策総室) 3
公 告	
○熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表	(人 事 課) 4
○開発行為工事完了	(建 築 課) 45
○建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく公告	(監 理 課) 45
○パソコン及びプリンタの借入れ	(情報企画課) 46
○環境センター展示室整備委託に係る一般競争入札の実施	(環境政策課) 46
○基本測量の実施	(監 理 課) 48
登 載 依 頼	
○学校教育法第 45 条の 2 の規定による技能教育施設の指定	(高校教育課) 48
○熊本県環境影響評価審査会の会議の開催	(環境影響評価審査会) 49
○高齢者講習を行う期日の変更告示	(警察本部運転免許課) 49
正 誤	
○平成 16 年 10 月 1 日熊本県規則第 51 号 (熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則) 中	(環境政策課) 53

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 61 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 102 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(釣銭資金の保管等)

第 102 条の 3 出納長は、歳入の収納に伴う釣銭に充てるため、あらかじめ、歳計現金の一部を出納員に交付し、保管させることができる。

2 前項の規定による交付及び保管に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 994 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 施行者の名称 人吉市

2 都市計画事業の種類及び名称 人吉都市計画事業人吉公共下水道

- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
変更なし。
- 4 事業施行期間
昭和 50 年 2 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 995 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公有水面埋立ての出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び名称
天草市東浜町 8 番 1 号 砂月漁港管理者 天草市
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
熊本県天草市牛深町字米淵（1462、1463、1464）の 1 及び（1462、1463、1464）の 2 に隣接する無番地（堤）地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点から⑧の地点までを順次直線で結んだ線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成 17 年秋分の満潮位（DL + 3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 小崎三等三角点（北緯 32 度 10 分 56.2286 秒、東経 130 度 02 分 19.0260 秒）から 229 度 53 分 48 秒 1,532.886 メートルの地点
②の地点 ①の地点から 91 度 56 分 14 秒 35.240 メートルの地点
③の地点 ②の地点から 181 度 56 分 14 秒 6.200 メートルの地点
④の地点 ③の地点から 271 度 56 分 14 秒 3.000 メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から 181 度 56 分 14 秒 70.000 メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から 91 度 56 分 14 秒 3.000 メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 181 度 56 分 14 秒 3.962 メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から 271 度 59 分 06 秒 15.028 メートルの地点
 - (3) 面積
1,823.07 平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
熊本県天草市牛深町字米淵（1462、1463、1464）の 1 及び（1462、1463、1464）の 2 に隣接する無番地（堤）地先公有水面
 - (2) 区域
次の⑨の地点から⑫地点までを順次直線で結んだ線及び⑫の地点と⑨の地点を結ぶ平成 17 年秋分の満潮位（DL + 3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
⑨の地点 小崎三等三角点（北緯 32 度 10 分 56.2286 秒、東経 130 度 02 分 19.0260 秒）から 230 度 08 分 38 秒 1,525.263 メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から 91 度 56 分 14 秒 43.973 メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から 181 度 56 分 14 秒 90.170 メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から 271 度 59 分 06 秒 25.028 メートルの地点
 - (3) 面積
3,281.98 平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 関係書類の縦覧場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び天草地域振興局漁港課並びに天草市水産課
- 6 縦覧期間
告示の日から起算して 3 週間

熊本県告示第 996 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションユーゼン 八代市鼠蔵町 280 番地 1	株式会社ユーゼン	平成 18 年 9 月 15 日

熊本県告示第 997 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションユーゼン 八代市鼠蔵町 280 番地 1	株式会社ユーゼン	平成 18 年 9 月 15 日

熊本県告示第 998 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
環境センター展示室整備委託 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目その他（展示室整備関係）に登録された者で、かつ、その格付けが「A」と決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げる
ところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 9 月 29 日（金）から平成 18 年 10 月 20 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、登録日から平成 20 年 9 月 30 日まで
 - (6) 有効期間の更新手続
（5）の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 999 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
杉村病院	熊本市本荘三丁目 7 番 18 号	平成 18 年 10 月 7 日から 平成 21 年 10 月 6 日まで
九州記念病院	熊本市水前寺公園 3 番 38 号	平成 18 年 10 月 7 日から 平成 21 年 10 月 6 日まで
慶徳加来病院	熊本市練兵町 98 号	平成 18 年 10 月 7 日から 平成 21 年 10 月 6 日まで
江南病院	熊本市渡鹿五丁目 1 番 37 号	平成 18 年 12 月 16 日から 平成 21 年 12 月 15 日まで
十善病院	熊本市南熊本三丁目 6 番 34 号	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
田嶋外科内科医院	熊本市田崎二丁目 2 番 48 号	平成 19 年 3 月 14 日から 平成 22 年 3 月 13 日まで

公 告

熊本県公告第 717 号

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年熊本県条例第 1 号）に基づき、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。
平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用

平成 17 年度に新たに採用された一般職（臨時職員を除く。）の職員及び再任用された職員の状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区 分	試験の種類			選 考	再任用		合 計
	大卒程度	短大卒程度	高卒程度		フルタイム	短時間	
一般行政職	48	3	16	40	14	0	121
警 察 職	91	0	43	0	0	0	134
教 育 職	0	0	0	284	39	0	323
企 業 職	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	1	13	0	1
合 計	139	3	59	325	66	0	592

(注) 一般行政職、警察職、教育職及び技能労務職の区分は、次のとおりです。

- ① 一般行政職 ②～④以外の職員
- ② 警 察 職 公安職給料表が適用される職員
- ③ 教 育 職 教育職給料表が適用される職員
- ④ 技能労務職 技能労務職給料表が適用される職員

(2) 職員の離職

平成 17 年度に離職した一般職（臨時職員を除く。）の職員の状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区 分	定年退職	勲奨退職	そ の 他						合 計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	普通退職	
一般行政職	74	53	1	1	0	9	8	51	197
警 察 職	71	27				1		10	109
教 育 職	175	74		3		7	23	124	406
企 業 職	1								1
技能労務職	9	5				2	5	1	22
合 計	330	159	1	4	0	19	36	186	735

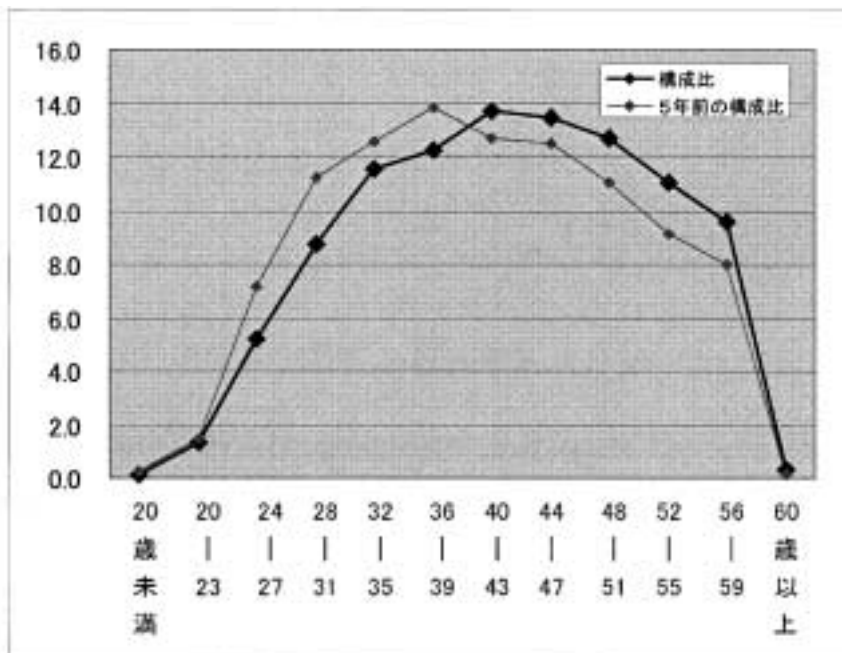
(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成18年	平成17年		
一般行政部門	議会	35	36	▲ 1	業務縮小による減
	総務	814	823	▲ 9	市町村合併推進体制の見直しによる減、指定管理者制度の活用による減(県立劇場)等
	税務	265	261	▲ 4	官休代替臨時職員の配置による増等
	労働	85	89	▲ 4	本庁組織見直しによる減等
	農林水産	1,506	1,518	▲ 12	農政部と林務水産部の統合による減、指定管理者制度の活用による減(農業公園)等
	商工	217	221	▲ 4	指定管理者制度の活用による減(伝統工芸館、グランメッセ)等
	土木	1,050	1,053	▲ 3	新幹線五毛事務所廃止による減、事務の民間委託による減(道路監視業務)等
	民生	466	481	▲ 15	全国ボランティアフェスティバル終了による減、市町村合併に伴う福祉事務所業務の移管による減等
	衛生	599	593	▲ 6	保健所後継業務の見直しによる減、水俣湾対策業務増等
	小計	5,037	5,075	▲ 38	
特別行政部門	教育	15,373	15,588	▲ 215	標準額に基づく学級数減に伴う職員減、熊本県立大学を地方独立行政法人化したことによる減等
	警察	3,309	3,377	▲ 68	各種犯罪の抑止に向けた交番、事件捜査体制等の強化、H18年の警備官採用を418.63名付で行ったことによる減等
	小計	18,682	18,965	▲ 283	
公営企業計等部門	病院	110	124	▲ 14	病院管理業務の民間委託による減等
	下水道	3	12	▲ 9	指定管理者制度の活用による減(流域下水道)等
	その他	96	99	▲ 3	企業用組織見直しによる減等
	小計	209	235	▲ 26	
合計		23,928 [26,777]	24,275 [26,877]	▲ 347 [▲ 100]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 [] 内は、条例定数の合計である。
 3 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

② 年齢別職員構成の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 36	人 314	人 1,249	人 2,100	人 2,761	人 2,933	人 3,281	人 3,215	人 3,035	人 2,638	人 2,288	人 78	人 23,928

③ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	4.8%削減

イ 平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

県全体の職員数を今後 5 年間（H17.4.1～H22.4.1）で 4.8%（約 1,170 人）削減する。

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年 4 月 1 日現在）

部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成17年～18年	(参考)
		計画前年	1年目	進捗率	数値目標
知事部局 (県立大学派遣を除く)	減 員		246		
	増 員		185		
	差 引		▲ 61	(16.9%)	▲361人(▲7.0%)
	職員数	5,154	5,093		4,793
教育委員会	減 員		144		
	増 員		21		
	差 引		▲ 123	(16.7%)	▲737人(▲4.7%)
	職員数	15,462	15,339		14,725
警察本部	減 員		93		
	増 員		25		
	差 引		▲ 68	(▲178.9%)	38人(1.1%)
	職員数	3,377	3,309		3,415
その他	減 員		131		
	増 員		35		
	差 引		▲ 96	(82.1%)	▲117人(▲40.0%)
	職員数	292	196		175
合 計	減 員		614		
	増 員		266		
	差 引		▲ 348	(29.6%)	▲1,177人(▲4.8%)
	職員数	24,285	23,937		23,108

- (注) 1 計画期間は、H17.4.1～H22.4.1の5年間である。
 2 進捗率(%)は、数値目標に対する実績を示す。
 3 その他職員数は、各種委員(会)事務局、議会事務局、企業局、県立大学派遣職員の数。
 4 職員数は、市町村派遣医師を含み、1年以上臨時職員を除く。

2 職員の給与の状況

平成 18 年 4 月 1 日現在のラスパイレス指数、職員の平均年齢、平均給料月額等の国及び都道府県平均値については、現在、国において集計していますので、確定後公表します。

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	1,858,522	719,188,234	3,188,980	232,288,445	32.3	31.6

② 職員給与費の状況（普通会計予算）

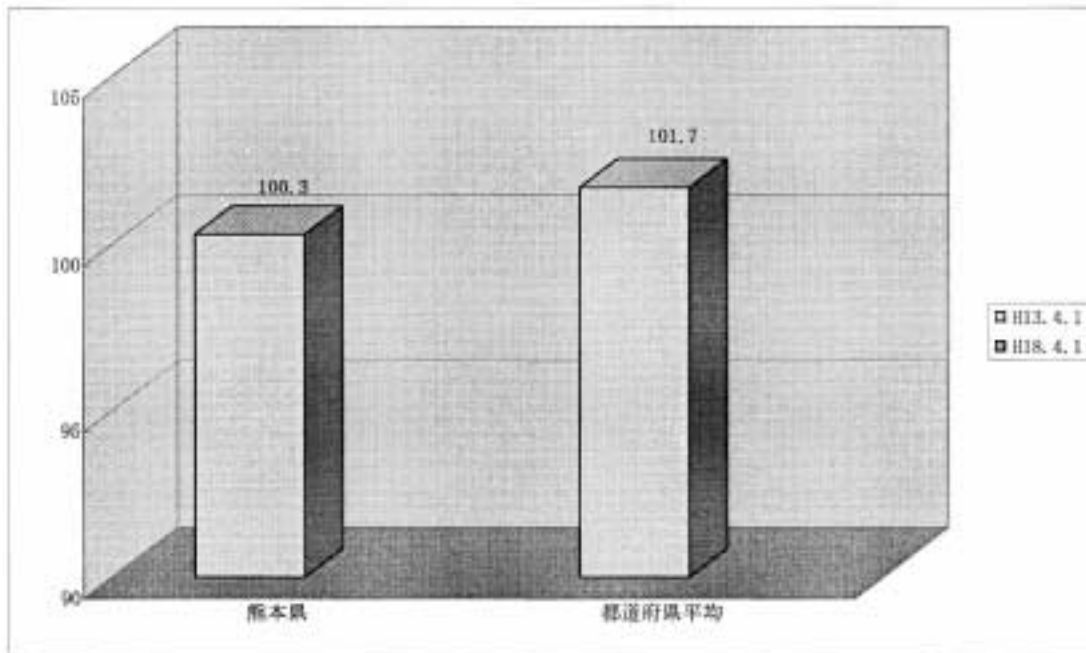
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	25,674	112,593,140	19,339,126	45,690,410	177,622,676	6,918

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

③ 特記事項
給与等の削減（平成 18 年 4 月 1 日現在）

対 象 者	削 減 内 容	削 減 期 間
特別職 知 事	給料15%、期末手当10%	平成16年7月1日 ~ 平成19年3月31日
副知事・出納長	給料10%、期末手当 5%	

④ ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
(平成 18 年 4 月 1 日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	43.1 歳	358,821 円	419,116 円
			390,430 円
国	歳	円	円
都道府県平均	歳	円	円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
熊 本 県	45.1 歳	329,458 円	365,107 円	
			358,379 円	
	うち 用務員	44.2 歳	323,448 円	350,367 円
				346,493 円
	うち 業手	44.3 歳	324,499 円	369,165 円
				358,850 円
	うち 運転士	49.0 歳	354,048 円	393,906 円
				387,089 円
国	歳	円	円	
都道府県平均	歳	円	円	
民間事業者平均	歳	-	円	

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊 本 県	42.3 歳	385,498 円	442,876 円
都道府県平均	歳	円	円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊 本 県	42.7 歳	396,354 円	446,917 円
都道府県平均	歳	円	円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊 本 県	43.3 歳	370,585 円	482,905 円
			400,371 円
国	歳	円	円
都道府県平均	歳	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 18 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給料月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		熊 本 県		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一 般 行 政 職	大学卒	170,200 円	182,200 円	170,200 円	178,600 円
	高校卒	138,400 円	146,700 円	138,400 円	144,100 円
技 術 労 務 職	高校卒	145,100 円	155,500 円	-	-
	中学卒	128,900 円	136,000 円	-	-
高等学校教育職	大学卒	190,500 円	202,500 円	-	-
	高校卒	-	-	-	-
小・中学校教育職	大学卒	190,500 円	202,500 円	-	-
	高校卒	-	-	-	-
警 察 職	大学卒	195,000 円	207,700 円	197,700 円	206,900 円
	高校卒	162,800 円	175,000 円	156,200 円	164,600 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

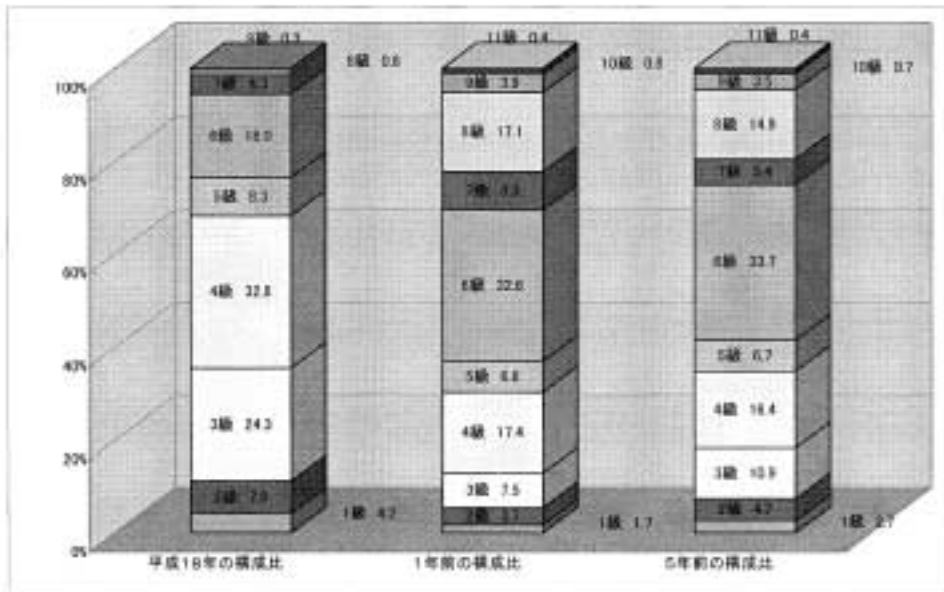
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大学卒	268,076 円	339,012 円	393,019 円
	高校卒	217,043 円	275,588 円	345,405 円
技師労務職	高校卒	213,789 円	251,138 円	286,545 円
	中学卒	206,533 円	251,240 円	276,980 円
高等学校教育職	大学卒	309,506 円	372,352 円	413,332 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
小・中学校教育職	大学卒	313,440 円	376,249 円	413,330 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
警 察 職	大学卒	289,941 円	350,013 円	401,600 円
	高校卒	251,964 円	299,325 円	361,194 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務	228 人	4.2 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務及びこれに相当する職務	379 人	7.0 %
3 級	(1) 本庁の係長の職務及びこれに相当する職務 (2) 主任主事、主任技師の職務	1,318 人	24.3 %
4 級	(1) 本庁の課長補佐の職務及びこれに相当する職務 (2) 本庁の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務	1,779 人	32.8 %
5 級	本庁の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	449 人	8.3 %
6 級	(1) 本庁の課長の職務及びこれに相当する職務 (2) 本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	978 人	18.0 %
7 級	(1) 本庁の部次長の職務及びこれに相当する職務 (2) 本庁の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務	235 人	4.3 %
8 級	本庁の困難な業務を処理する部次長の職務及びこれに相当する職務	46 人	0.8 %
9 級	本庁の部長の職務及びこれに相当する職務	17 人	0.3 %

- (注) 1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) H18.4.1 に給与構造改革に伴う給料表の改定が行われ、従来の 1 級及び 2 級は新給料表の 1 級、従来の 3 級は新給料表の 2 級、従来の 4 級及び 5 級は新給料表の 3 級、従来の 6 級は新給料表の 4 級、従来の 7 級は新給料表の 5 級、従来の 8 級は新給料表の 6 級、従来の 9 級は新給料表の 7 級、従来の 10 級は新給料表の 8 級、従来の 11 級は新給料表の 9 級へ切替を行っている。

② 昇給期間短縮の状況

区 分		全職種	一般行政職	技能労務職	高等学校 教育職	小・中学校 教育職	警察職
17年度	職 員 数 A	人 24,030	人 5,850	人 511	人 3,607	人 10,240	人 2,953
	普通昇給期間(12 ～24月)を短縮して 昇給した職員数 B	人 7,594	人 2,224	人 63	人 871	人 2,091	人 2,075
	比 率 B/A	% 31.6	% 38.0	% 12.3	% 24.1	% 20.4	% 70.3
16年度	職 員 数 A	人 24,189	人 5,912	人 531	人 3,591	人 10,311	人 2,952
	普通昇給期間(12 ～24月)を短縮して 昇給した職員数 B	人 7,428	人 2,037	人 79	人 815	人 2,436	人 1,794
	比 率 B/A	% 30.7	% 34.5	% 14.9	% 22.7	% 23.6	% 60.8

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

熊 本 県		国	
1人当たり平均支給額(17年度)		-	
1,818 千円			
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(平成 18 年 4 月 1 日現在)

熊 本 県			国		
(支給率)	自己都合	給養・定年	(支給率)	自己都合	給養・定年
平成20年	23.50 月分	30.55 月分	平成20年	23.50 月分	30.55 月分
平成25年	33.50 月分	41.34 月分	平成25年	33.50 月分	41.34 月分
平成35年	47.50 月分	59.28 月分	平成35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 6,847 千円		28,017 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③ 地域手当(平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給実績(17年度決算)		65,048 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		537,587 千円	
支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	13 %	29 人	13 %
東京都府中市、名古屋市、大阪市	11 %	10 人	11 %
福岡市	7 %	8 人	7 %
東京都清瀬市	5 %	1 人	5 %
茅ヶ崎市	4 %	1 人	4 %
長崎市	3 %	1 人	3 %
太宰府市	1 %	2 人	1 %

- (注) 1 平成 17 年度においては、調整手当。
 2 支給率は経過措置による支給率。
 ④ 特殊勤務手当(平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給実績(17年度決算)		875,672 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		95,549 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		37.2 %	
手当の種類(手当数)		66 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 税務手当	熊本県税事務所、自動車税事務所、総務部又は地域振興局に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に従事したとき	月額 20,000円 日額 1,000円 ※ 経過措置によりH18は、 月額 22,000円 日額 1,100円
2 感染症防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額 290円
3 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	診療放射線技師等 日額 650円 作業介助者 日額 230円
4 漁ろう手当	基幹高等学校所管の船舶に乗り組む職員	漁ろうに従事したとき	・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の2割の範囲内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額 2,500円
5 福祉業務手当	福祉事務所職員、児童相談所又は福祉総合相談所に勤務する職員	福祉に関する業務に従事したとき	福祉事務所職員 日額 600円 上記以外の職員 月額 12,000円
6 潜水手当 第18号作業	・水産研究センターに勤務する職員 ・警察職員のうち警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき	1時間あたり 310円～1,500円
7 精神保健指定医等 従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診療、診療の立ち会い、移送等に従事したとき	日額 290円
8 有害薬品等取扱作業 手当	有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病虫害防除作業に従事する職員	有害薬品等による化学的試験又は病虫害防除作業に従事したとき	日額 290円
9 種雄牛馬取扱作業 手当	農業研究センター、熊本農政事務所又は地域振興局に勤務する職員	種雄牛、種雄馬又は種雄豚について自然交配若しくは精液採取の作業又は制御作業に従事したとき	日額 230円

10 舎監兼務手当	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事する職員	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事したとき	日額 100円又は300円 (学校職員は 1,000円又は2,000円)
11 訓練教育手当	職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校に勤務する職業訓練指導員、農業大学校又は産業開発青年隊訓練所に勤務する職員	職業訓練業務、研修教育業務、教育訓練業務に従事したとき	給料月額10/100の額
12 速記手当	熊本県議会事務局に勤務する職員	速記業務に従事したとき	日額 700円
13 ダム管理手当	ダム管理所に勤務する職員	ダム管理業務に従事したとき	日額 150円
14 と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	獣畜又は食鳥のと殺又は解体に係る検査業務に従事したとき	日額 300円
15 夜間看護手当	こころの医療センター及びこども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	1回につき 2,000円～6,800円
16 用地交渉従事手当 第14号作業	・公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等に従事する職員 ・全警察職員	直接用地交渉に従事したとき	日額 700円 (夜間 1,000円)
17 消防訓練従事手当	消防職員及び消防団員の訓練指導にもつぱら従事する職員	レンジャー訓練、油火災消火訓練、中・高層建築物における避難救助訓練に従事したとき	日額 720円
18 特殊現場作業手当 第28号作業	① 坑内作業に従事する職員 ② 建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③ 橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④ かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤ 土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥ 総務部及び地域振興局に勤務する職員 ⑦ 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	①トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④圧搾空気内で行う作業に従事したとき ⑤別に知事が定める業務に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事したとき ⑦工事の測量、指導、監督又は検査の作業に従事したとき	① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円

<p>19 家畜保健衛生業務 従事手当</p>	<p>家畜保健衛生所に勤務する獣医師</p>	<p>①家畜保健衛生所法に規定する業務に従事したとき ②牛海綿状脳症対策特別措置法の規定による牛の死体の検査業務に従事したとき</p>	<p>① 月額 17,600円 ② 日額 700円</p>
<p>20 漁業取締手当</p>	<p>漁業取締に従事する職員</p>	<p>海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務に従事したとき</p>	<p>日額 550円</p>
<p>21 航空機とう乗作業手当 第21号作業</p>	<p>・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員</p>	<p>航空機とう乗して業務に従事したとき</p>	<p>1時間あたり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)</p>
<p>22 衛生検査業務 従事手当</p>	<p>保健所、こころの医療センター又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師</p>	<p>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき</p>	<p>日額 550円</p>
<p>23 し尿処理施設検査 等従事手当</p>	<p>環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員</p>	<p>し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき</p>	<p>日額 230円</p>
<p>24 い草取扱作業手当</p>	<p>農業研究センターに勤務する職員</p>	<p>染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき</p>	<p>日額 220円</p>
<p>25 結核患者等訪問指導手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>結核予防法の規定に基づき、家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき</p>	<p>日額 230円</p>
<p>26 狂犬病防疫作業 手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は薬殺を行ったとき</p>	<p>日額 360円</p>
<p>27 植物検疫防除手当</p>	<p>病害虫防除所に勤務する職員</p>	<p>植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発予察事業に関する事務等に従事したとき</p>	<p>給料月額額の6/100の額 ※ 経過措置によりH18は、 7/100の額</p>

28 小型船舶海上作業手当	水産技術の職員及び公害関係の職員	総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき	日額 220円
29 公共土木施設災害応急作業手当	農林水産部及び土木部並びに地域振興局、熊本土木事務所及び港管理事務所に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	日額 480円又は730円
30 温室内作業手当	農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員	ガラスハウス等内で1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業に従事したとき	日額 300円
31 特殊教育学校等勤務手当	盲学校、聾学校、養護学校、こども総合療育センター及び清水が丘学園に勤務する職員	盲学校、聾学校、養護学校、こども総合療育センター及び清水が丘学園に勤務したとき	月額 2,000円
32 夜間定時制勤務手当	夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員	県立学校において、夜間の定時制課程に係る業務に従事したとき	月額 2,000円
33 昼夜間兼務手当	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行ったとき	1時間につき 1,500円
34 夜勤手当	養蚕、家畜分べん、育すう、温床管理、製茶、製炭、葉たばこ乾燥、蘭草乾燥、水産実習のため夜間に勤務した職員	養蚕、家畜分べん、育すう、温床管理、製茶、製炭、葉たばこ乾燥、蘭草乾燥、水産実習のため夜間に勤務したとき	1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
35 面接指導手当	通信教育において面接して指導を行った職員	通信教育において面接して指導を行ったとき	日額 1,600円
36 学力検査手当	高等学校入学学力検査問題の作製若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員	高等学校入学学力検査問題の作製若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき	1時間につき 300円
37 農業水産管理手当	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事したとき	日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
38 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事するとき	日額 1,200円～3,200円

39 多学年学級担当 手当	2以上の学年の児童又は生徒で編 制されている学級を担当する教諭、 助教諭又は講師	当該学級における授業又は指導に 従事したとき	日額 290円又は350円
40 教育業務連絡指導 手当	管理運営の基本的事項について定 めた規則に規定する主任等で、困 難な職務を担当する教諭又は養護 教諭	管理運営の基本的事項について定 めた規則に規定する主任等で、困 難な職務を担当するとき	日額 200円
41 第1号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	主として私服員の従事する犯罪の 予防及び捜査並びに被疑者逮捕の 作業に従事したとき	日額 560円
42 第2号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	犯罪鑑識作業に従事したとき	犯罪現場 日額 560円 犯罪現場以外 日額 280円
43 第3号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	無線自動車運転作業に従事したと き	日額 340円
44 第4号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	特殊機械保守作業に従事したとき	日額 150円
45 第5号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	交通事故処理及び交通取締りに従 事したとき	高速道路交通警察隊の職員 日額 460円 その他の警察職員 日額 380円
46 第6号作業	全警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある 物質の処理作業等に従事したとき	日額 250円～4,600円
47 第7号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	術科指導作業に従事したとき	日額 230円
48 第8号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	白バイ運転作業に従事したとき	日額 450円
49 第9号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	留置場看守作業に従事したとき	日額 240円
50 第10号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	被疑者押送作業に従事したとき	日額 200円
51 第11号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	警ら作業(船舶に乗り組んで行う作 業を除く。)に従事したとき	日額 340円
52 第13号作業	全警察職員	死体処理作業に従事したとき	1体につき 1,600円～3,200円
53 第15号作業	警部以下の階級にある警察官又は 警察官以外の職員	正規の勤務時間による勤務の全部 又は一部が夜間において行われる 業務に従事したとき	1回につき 730円

54 第16号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	運転免許路上試験作業に従事したとき	日額 150円
55 第17号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき	爆発物処理作業 1回につき 4,600円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき 750円
56 第19号作業	全警察職員	救難救助等作業、救難救助訓練作業に従事したとき	救難救助等作業 日額 840円～1,680円 救難救助訓練作業 日額 400円
57 第20号作業	全警察職員	航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき	航空機操縦作業 月額 127,500円 航空機整備作業 整備士 月額 28,100円 整備士以外 月額 17,000円
58 第22号作業	全警察職員	航空機とう乗危険作業に従事したとき	操縦士 1時間につき 760円 整備士 1時間につき 660円 その他の警察職員 1時間につき 570円
59 第24号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	船舶警ら等作業に従事したとき	日額 220円
60 第25号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	緊急夜間作業に従事したとき	1回につき 1,240円
61 第26号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	身辺警護等作業に従事したとき	日額 640円～1,150円
62 第27号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業に従事したとき	日額 600円～1,200円
63 道路管理業務手当	熊本土木事務所又は地域振興局に勤務する監視員又は業手	道路管理業務に従事したとき	月額 3,000円
64 特殊自動車等運転業務手当	運転業務若しくは自動車整備の業務に従事する技師、運転士、自動車整備士又は業手	グレーダー等の特殊自動車の運転業務に従事したとき	日額 200円～300円
65 鶏糞乾燥作業従事手当	農業研究センターに勤務する業手	鶏糞乾燥機による鶏糞の乾燥処理作業に従事したとき	日額 220円

66 サイレージ取扱作業 手当	農業研究センター等に勤務する業 手	家畜の飼料にするため、適度に発 酵させたサイレージを貯蔵庫から搬 出し、かつ、家畜の飼料に供する作 業に従事したとき	日額 220円
--------------------	----------------------	---	---------

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	3,041,214 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	126 千円
支給実績(16年度決算)	3,223,882 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	133 千円

⑥ その他の手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対 して支給 配偶者 13,000円 その他 5,000～6,000円	同じ	-	3,364,768 千円	244,696 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職 員に対して給料の25%以 内を支給	同じ	-	1,614,663 千円	747,529 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職 員に対して運賃額55,000 円までは全額、それを超え る部分については1/2を加 算額として支給 ・交通用具を利用している 職員に対して距離区分に 応じて2,300円～33,100円 を支給	異なる	通勤の実態 に対応し、交 通機関利用 者の全額支 給上限並び に交通用具 利用者の距 離区分及び 手当額	2,505,675 千円	114,862 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を 命じられた職員に対して、 医師等20,000円/回、その 他4,200円～7,200円/回を 支給	同じ	-	493,210 千円	245,650 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医 師等に対して306,900円以 内を支給	同じ	-	86,723 千円	2,797,516 円
6 農林漁業普及 指導手当	農業、林業又は水産業の 普及事業に従事する常勤 の職員に対して給料の8% 以内を支給 ※経過措置によりH18は、 10%以内を支給			127,428 千円	493,907 円

7 へき地手当 (これに準ずる手当を含む)	・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給			336,317 千円	355,160 円
8 定時制通信教育手当	定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の10%以内を支給			84,283 千円	500,726 円
9 産業教育手当	農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の10%以内を支給			261,831 千円	442,764 円
10 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	708,809 千円	399,554 円
11 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	228,718 千円	178,826 円
12 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	一部異なる	所有に係る住宅に居住している職員に対して支給される額及び支給期間	1,984,304 千円	129,687 円
13 特勤勤務手当 (これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ	—	44,988 千円	343,224 円
14 義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員に対して20,200円以内を支給			2,416,758 千円	164,122 円

15 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ	—	262,314 千円	300,130 円
16 管理職員 特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ	—	7,473 千円	324,913 円
17 特定任期付 職員業績手当	特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
18 任期付研究員 業績手当	特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
19 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給			0 千円	0 円

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,240,000 円
	副知事	970,000 円
	出納長	870,000 円
報酬	議 長	970,000 円
	副議長	870,000 円
	議 員	780,000 円
期末手当	知 事 副知事 出納長	(17年度支給割合) 3.35 月分
	議 長 副議長 議 員	(17年度支給割合) 3.35 月分
退職手当	知 事	(算定方式) 124万円×在職月数×0.7 (支給時期) 任期毎
	副知事	97万円×在職月数×0.5 任期毎
	出納長	87万円×在職月数×0.4 任期毎

(6) 公営企業職員の状況

- ① 電気事業
- ア 職員給与費の状況
- A 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
17年度	2,007,620	119,440	690,665	34.4	34.0

B 予算

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	68	307,676	74,404	129,781	511,861	7,527

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 給与費は当初予算に計上された額である。
- 3 当初予算積算時の職員数と年度当初の職員数は、必ずしも一致するものではない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

平均年齢	平均年齢	基本給	平均月収額
熊本県	43.1 歳	373,791 円	585,167 円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

- ウ 職員の手当の状況
- A 期末手当・勤勉手当

熊 本 県		一般行政職・団体平均	
1人当たり平均支給額(17年度)		1人当たり平均支給額(17年度)	
1,796 千円		千円	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	月分	月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	() 月分	() 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%			
・管理職加算 10~25%			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。
B 退職手当(平成 18 年 4 月 1 日現在)

熊 本 県			一般行政職・団体平均		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし		(退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額	28,155 千円		1人当たり平均支給額 千円		

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された額の平均額である。
C 地域手当(平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給実績(17年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	該当なし 人	%	

(注) 平成 17 年度においては、調整手当。

D 特殊勤務手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

支給実績(17年度決算)		17,410 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		259,851 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		94.4 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 企業手当	管理職手当の支給を受ける職員を除く職員	業務に従事したとき	※1月あたり給料月額×2%
2 発電業務手当	発電総合管理所に勤務する技術職員及び業手の職員	発電業務に従事したとき	1月あたり12,000円+給料月額×2%
3 現場業務従事手当	技術の職員	坑内作業に従事する職員がトンネル及びたて坑内で行う作業に従事したとき	1日あたり560円
		建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が管理者の定める地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
		水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円
		技術職員のうち、前各号に掲げる業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員が別に管理者が定める業務に従事したとき	1日あたり400円
4 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)

(注) 企業手当については、経過措置の期間中であり平成 19 年度から完全廃止。
E 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	16,408 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	256 千円
支給実績(16年度決算)	20,255 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	311 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当（平成18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 13,000円 その他 5,000～6,000円	同じ		12,160 千円	168,889 円
2 管理職手当	管理監督の地位にある職 員に対して給料の25%以内 を支給	同じ		6,778 千円	847,264 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員 に対して運賃額55,000円ま では全額、それを超える部 分については1/2を加算額 として支給 ・交通用具を利用している 職員に対して距離区分に 応じて2,300円～33,100円 を支給	同じ		7,985 千円	110,901 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を 命じられた職員に対して、 医師等20,000円/回、その 他4,200円～7,200円/回を 支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医 師等に対して306,900円以 内を支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤 務時間中に勤務を命じら れた職員に対して勤務1時間 当たりの給与額に135/100 を乗じて得た額を支給	同じ		381 千円	5,955 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時ま での間に勤務する職員に 対して勤務1時間当たりの 給与額に25/100を乗じて得 た額を支給	同じ		190 千円	2,634 円

8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	同じ	5,319 千円	73,881 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ	0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ	0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ	0 千円	0 円

エ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

A 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	▲23人(▲31.5%)

B 平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

50 人 (平成 17 年 4 月 1 日に比べ 23 人の純減 (31.5% の純減))

C 定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績) の概要

部 門	区 分	平成17年	平成18年	(参考)
		計画前年	1年目	数値目標
電気事業	減員		4	
	増員		0	
	差引		▲4	▲23人(▲31.5%)
	職員数	73	69	50

(注) 平成 17 年度においては、公営企業管理者を含む。

② 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

A 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
17年度	1,408,152	▲406,535	70,652	5.0	4.8

B 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 8	千円 34,049	千円 9,557	千円 14,809	千円 58,415	千円 7,301

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

平均年齢	平均年齢	基本給	平均月収額
熊本県	43.0 歳	367,479 円	596,271 円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

A 期末手当・勤勉手当

熊 本 県		一般行政職・団体平均	
1人当たり平均支給額(17年度) 1,817 千円		1人当たり平均支給額(17年度) 千円	
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		(17年度支給割合) 期末手当 () 月分 勤勉手当 () 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・投職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		(加算措置の状況)	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県			一般行政職・団体平均		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし		(退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額 千円		

(注) 退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された額の平均額である。

C 地域手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

支給実績(17年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし 人	%

(注) 平成 17 年度においては、調整手当。
D 特殊勤務手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給実績(17年度決算)		1,210 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		172,870 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		87.5 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 企業手当	管理職手当の支給を受ける職員を除く職員	業務に従事したとき	※1月あたり給料月額×2%
2 ダム管理業務手当	郡区々ダム管理事務所に勤務する職員	ダム管理業務に従事したとき	1日あたり450円
3 現場業務従事手当	技術の職員	坑内作業に従事する職員がトンネル及びたて坑内で行う作業に従事したとき	1日あたり560円
		建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が管理者の定める地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
		水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円
		技術職員のうち、前各号に掲げる業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員が別に管理者が定める業務に従事したとき	1日あたり400円
4 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)

(注) 企業手当については、経過措置の期間中であり平成 19 年度から完全廃止。
E 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	1,957 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	326 千円
支給実績(16年度決算)	1,250 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	208 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当（平成18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 5,000～6,000円	同じ		1,358 千円	169,750 円
2 管理職手当	管理監督の地位にある職員に対して給料の25%以内を支給	同じ		1,941 千円	970,288 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを越える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	同じ		718 千円	89,733 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して医師等20,000円/回、その他4,200円～7,200円/回を支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師等に対して306,900円以内を支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		26 千円	4,252 円

7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	0 千円	0 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	同じ	324 千円	40,500 円
9 特地手当(これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ	925 千円	308,331 円
10 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ	348 千円	43,500 円
11 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ	0 千円	0 円
12 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ	0 千円	0 円

エ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

A 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減なし

B 平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

8 人 (平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数と同数とする。(純減なし))

C 定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績) の概要

部 門	区 分	平成17年	平成18年	(参考)
		計画前年	1年目	数値目標
工業用水道事業	減員	0	0	0
	増員	0	0	
	差引	0	0	
	職員数	8	8	

③ 有料駐車場事業
ア 職員給与費の状況
A 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 63,386	千円 43,822	千円 7,540	% 11.9	% 6.6

B 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 1	千円 3,930	千円 964	千円 1,533	千円 6,427	千円 6,427

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

平均年齢	平均年齢	基本給	平均月収額
熊本県	38.7 歳	326,333 円	501,583 円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況
A 期末手当・勤勉手当

熊 本 県		一般行政職・団体平均	
1人当たり平均支給額(17年度)		1人当たり平均支給額(17年度)	
1,504 千円		千円	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	月分	月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	() 月分	() 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%			
・管理職加算 10~25%			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県		一般行政職・団体平均	
(支給率)	自己都合 勤続・定年	(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.50 月分 30.55 月分	勤続20年	月分 月分
勤続25年	33.50 月分 41.34 月分	勤続25年	月分 月分
勤続35年	47.50 月分 59.28 月分	勤続35年	月分 月分
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分	最高限度額	月分 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)	その他の加算措置	
(退職時特別昇給	なし	(退職時特別昇給)
1人当たり平均支給額	— 千円	1人当たり平均支給額	千円

(注) 退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された額の平均額である。
 C 地域手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給実績(17年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	該当なし 人	%	

(注) 平成 17 年度においては、調整手当。
 D 特殊勤務手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

支給実績(17年度決算)		157 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		156,632 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 企業手当	管理職手当の支給を受ける職員を除く職員	業務に従事したとき	※1月あたり給料月額×2%
2 現場業務従事手当	技術の職員	坑内作業に従事する職員がトンネル及びたて坑内で行う作業に従事したとき	1日あたり560円
		建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が管理者の定める地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
		水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円
3 用地交渉従事手当	公営企業の旅行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)

(注) 企業手当については、経過措置の期間中であり平成 19 年度から完全廃止。
 E 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	101 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	101 千円
支給実績(16年度決算)	98 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	98 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当（平成18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 13,000円 その他 5,000～6,000円	同じ		0 千円	0 円
2 管理職手当	管理監督の地位にある職 員に対して給料の25%以内 を支給	同じ		0 千円	0 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員 に対して運賃額55,000円ま では全額、それを超える部 分については1/2を加算額 として支給 ・交通用具を利用している 職員に対して距離区分に 応じて2,300円～33,100円 を支給	同じ		23 千円	23,000 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を 命じられた職員に対して 医師等20,000円/回、その 他4,200円～7,200円/回を 支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医 師等に対して306,900円以 内を支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤 務時間中に勤務を命じられ た職員に対して勤務1時間 当たりの給与額に135/100 を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時ま での間に勤務する職員に 対して勤務1時間当たりの 給与額に25/100を乗じて得 た額を支給	同じ		0 千円	0 円

8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	同じ		319 千円	319,000 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円

エ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

A 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減なし

B 平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

1 人 (平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数と同数とする。(純減なし))

C 定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績) の概要

部 門	区 分	平成17年	平成18年	(参考)	
		計画前年	1年目	数値目標	
有料駐車場 事業	減 員	/	0	/	
	増 員	/	0		
	差 引	/	0		0
	職員数	1	1		1

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条件等で定めています。

(1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は次のとおりですが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めています。

(平成18年4月1日現在)

1週間の 勤務時間	1日の 勤務時間	勤務時間の割振り			
		始 業	終 業	休憩時間	休憩時間
40時間	8時間	8時30分	17時15分	12時15分～13時	12時～12時15分 17時～17時15分

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年 20 日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高 20 日まで翌年に繰り越すことができます。

なお、平成 17 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの全期間に在職した職員（育児休業者、休職者及び派遣者を除く。）一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、11.4 日です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいいます。

平成 17 年度の処分の状況は、次のとおりです。

(1) 分限処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第 28 条第 1 項第 1 号				0	
心身の故障の場合	第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号			169	169	
職に必要な適格性を欠く場合	第 28 条第 1 項第 3 号				0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号				0	
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号			1	1	
条例で定める事由による場合	第 27 条第 2 項				0	
地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者						
合 計		0	0	170	170	0

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。
 2 二以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。
 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上しています。

(2) 懲戒処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	1	1	4	3	9
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	20	4			24
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号		1	1	1	3
合 計		21	6	5	4	36

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。
 2 二以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、サービス上の制約が課せられています。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限がありますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされています。

平成 17 年度の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりです。

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	63	63

6 職員の研修及び勤務成績の判定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、各任命権者ごとに様々な研修を行っています。

また、各任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています。

平成 17 年度の実施状況については、次のとおりです。

(1) 研修

【知事部局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新規採用職員研修	4 回	平成 1 7 年度採用職員	204	
一般職員 2 年目研修	1 回	平成 1 6 年度採用職員	101	
一般職員 4 年目研修	1 回	平成 1 4 年度採用職員	87	
一般職員 8 年目研修	1 回	平成 1 0 年度採用職員	105	
技能労務職員研修	1 回	技能労務職員	66	
新任係長等研修	1 回	新任係長等の職員	68	
新任所属長等研修	1 回	新任所属長等の職員	44	
特別研修	6 回	全職員を対象	864	
選択研修	2 1 回	全職員を対象	513	
派遣研修	5 回	全職員を対象	7	

(注) 知事部局においては、職員課研修の状況を記載しています。

【教育委員会】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
小・中・養護学校新任管理職(校長)研修会	1 回	小・中・養護学校新任校長	68	
県立学校新任校長研修会(高・特)		県立学校新任校長(高・特)	8	
21世紀を拓く熊本の推進講座		小中校長、地教委人事担当、課長	500	教育事務所単位
県立学校長(3年目等)管理研修会		県立学校長(3年目)	13	
県立学校教頭研修会		県立学校教頭	111	
小・中・養護学校新任管理職(教頭)研修会		小・中・養護学校新任教頭	73	
県立学校新任教頭研修会(高・特)		県立学校新任教頭(高・特)	12	
小・中・養護学校人事管理研修会(小・中)		教頭	523	
県立学校教頭(3年目)人事管理研修会		県立学校教頭(3年目)(高・特)	23	
新任事務長研修会		新任事務長	4	
事務長(3年目・7年目)研修会		事務長(3年目・7年目)	12	
初任者研修(小・中・高・特)		初任者(小・中・高・特)	208	
県立学校教職経験者(2年目)研修		県立学校教職経験者(2年目)	116	
教職経験者(6年目)研修(小・中・高・特)		教職経験者(6年目)(小・中・高・特)	236	
10年経験者研修(小・中・高・特)		10年経験者(小・中・高・特)	251	
教職経験者(17年目)研修(小・中・高・特)		教職経験者(17年目)(小・中・高・特)	349	
県立学校新任教務主任研修会(高・特)		県立学校新任教務主任(高・特)	30	
教務主任研修会(小・中・高・特)		教務主任(小・中・高・特)	640	
研究主任研修会		熊本市以外の研究主任	600	
小・中学校中堅教員等研修会		小・中学校中堅教員	70	
県立学校女性中堅教職員研修会		県立学校女性中堅教職員	30	
新規採用養護教諭研修会		新規採用養護教諭	9	
養護教諭経験者(6年目)研修会		養護教諭経験者(6年目)	10	
養護教諭10年経験者研修会		養護教諭10年経験者	20	
新任事務職員研修		新任事務職員	4	
事務職員(経験6年目)研修		事務職員(経験6年目)	22	
中堅事務職員(経験11年目)研修		中堅事務職員(経験11年目)	39	
新任実習教師研修		新任実習教師	7	
新任寄宿舎指導員研修		新任寄宿舎指導員	6	
新規採用学校栄養職員研修会		新規採用学校栄養職員	3	
栄養職員経験者(6年目)研修会		栄養職員経験者(6年目)	3	
栄養職員10年経験者研修会		栄養職員10年経験者	3	
県立学校新任技師研修会	県立学校新任技師	1		
幼稚園新規採用教員研修	幼稚園新規採用教員	120		
幼稚園10年経験者研修	幼稚園10年経験者	15		
公立小・中・高等学校長人権教育研修会	公立小・中学校校長	1,300		
教頭人権教育研修会	教頭	600		

(注) 教育委員会においては、悉皆研修の状況を記載しています。

【警察本部】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任科	4 回	新規採用警察官、一般職	136	
初任補修科	3 回	職場実習修了警察官	101	
幹部任用科	4 回	警部補、逡査部長昇任者	84	
部門別任用科	4 回	警察官	84	
警務部門専科	7 回	警察官、一般職員	126	
生活安全部門専科	3 回	警察官	48	
地域部門専科	3 回	警察官	63	
刑事部門専科	5 回	警察官、一般職員	81	
交通部門専科	4 回	警察官	64	
警備部門専科	2 回	警察官	29	

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載しています。

【企業局】

(単位：人)

評定の方法	評定者	評定結果の活用
被評定者に身上申告書を提出させ、各階級に対応する勤務評定記録書により実施	被評定者の勤務実態を最も把握しうる立場にある者	昇任、昇給、人事配置等の人事管理

(注) 企業局においては、総務課研修の状況を記載しています。

(2) 勤務成績の評定

【知事部局・企業局】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
熊本県職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績、能力、意欲・行動	基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長	昇任・昇格、配置転換、普通昇給(昇給延伸)、特別昇給及び人材育成に活用している

(注) 企業局においては、知事部局に準じて実施しています。

【教育委員会】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
(事務局の職員) 熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績、能力、意欲・行動	基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長	昇任、配置転換、普通昇給及び人材育成
(学校の職員) 職務の状況、勤務態度を評定要素ごとに 5 段階で評価。総評も 5 段階で評価	職員の所属する学校の校長。ただし、校長は教育長。(小中学校は、市町村教育委員会教育長)	人事異動及び各種研修受講者推薦等

【警察本部】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
被評定者に身上申告書を提出させ、各階級に対応する勤務評定記録書により実施	被評定者の勤務実態を最も把握しうる立場にある者	昇任、昇給、人事配置等の人事管理

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。
平成17年度の実施状況については、次のとおりです。

【知事部局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		特殊業務等従事者健康診断
		じん肺健康診断
		振動病健康診断
		VDT作業従事職員特別診断
	健康相談・指導	健康相談
		ストレス相談
		健診結果の集計、分析、通知
		事後指導の実施
	健康教育	ストレス解消セミナー
		ヘルスアップ教室
		卒煙教室
	安全衛生管理	衛生委員会の設置、活動の推進
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
		心の健康づくり対策
		心の健康の問題により休業した職員の職場復帰支援対策
		メンタルヘルスに関する研修
		安全衛生研修会
		衛生管理者の養成
		産業医の研修
その他	健康相談室の設置、運営	
	健康管理に関する広報、啓発	
職員の元気回復に関すること	職員レクリエーション	職員球技大会の実施
	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生に関すること	県職員互助会	互助会福利厚生事業への助成
	厚生施設	食堂、売店、理容等厚生施設の設置
	職員住宅	職員住宅の維持管理
		單身寮の維持管理
その他	ライフプラン事業の推進	

【教育委員会】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		人間ドック
		器官別検診
	健康相談・指導	こころの健康相談
		電話健康相談24
		面接によるカウンセリング
		健康診断集計、分析
	健康教育	健康教室
		ヘルスアップ教室
		禁煙支援事業
体力アップ支援事業		
メンタルヘルス講師派遣事業		
安全衛生管理	安全衛生委員会の設置、活動の推進	
その他	健康管理に関する広報、啓発	
職員の元気回復に関すること	職員レクリエーション	教職員文化展、体育レクリエーション大会の開催
	一般教養	介護講座
その他の厚生に関すること	職員住宅	教職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

【警察本部】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断の実施	定期健康診断（生活習慣病等）
		特殊健康診断（高気圧健康診断等）
		その他健康診断
	健康相談・指導	健康相談・電話相談の設置
		健康診断後の指導
	健康施策の実施	生活習慣病有所見者10%削減対策
		熊本県警察におけるメンタルヘルス指針の策定
生活習慣病等の各種セミナーの実施		
安全衛生管理	衛生委員会、産業医、衛生管理者の設置	
その他	健康管理に関する広報、啓発	
その他の厚生に関すること	警察職員互助会	互助会福利厚生事業への助成（給付事業、貸付事業、福祉事業）
	厚生施設	食堂（本部9階）の維持管理（互助会に委託）
	その他	年代別ライフサイクルプラン研修の実施（30歳、40歳、50歳及び57歳） 採用時ライフプラン教養の実施

【企業局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		人間ドック受検費用の補助
職員の元気回復に関すること	職員レクリエーション	職員球技大会の実施
		スポーツ施設利用助成

(2) 公務災害
平成 17 年度における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりです。

① 公務災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
16	139	141	4	1	9

② 通勤災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該 当	通勤災害 非 該 当		
2	8	9	0	0	1

(3) 育児休業等の取得
平成 17 年度の育児休業等の取得状況については、次のとおりです。

① 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間					合 計
	6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年半以下	1年半～ 2年以下	2年～ 3年以下	
男性職員	1	3	0	0	0	4
女性職員	5	90	138	55	40	328
合 計	6	93	138	55	40	332

②-1 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間					合 計
	6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年半以下	1年半～ 2年以下	2年～ 3年以下	
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

②-2 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

	1日の部分休業取得時間 (平均)				合 計
	30分以下	30分～ 60分以下	60分～ 90分以下	90分超	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

- 8 職員の競争試験及び選考の状況
平成 17 年度の採用試験等の実施状況については、次のとおりです。
(1) 採用試験の日程等

試験の種類		公告日	申 込 受付期間	試験日 (合格発表日)			試験地
職員採用試験	大学卒業 程 度	H17. 4. 27	H17. 5. 16 ～5. 27	第 1 次	筆記	H17. 6. 26 (H17. 7. 5)	熊本市 東京都
				第 2 次	筆記	H17. 7. 17	熊本市 東京都
					面接	H17. 7. 26 ～7. 29 (H17. 8. 9)	熊本市
	短期大学 卒業程度	H17. 6. 30	H17. 8. 15 ～8. 26	第 1 次	筆記	H17. 9. 25 (H17. 10. 4)	熊本市
				第 2 次	筆記	H17. 10. 22	熊本市
					面接	H17. 10. 29 (H17. 11. 11)	熊本市
	高等学校 卒業程度	H17. 6. 30	H17. 8. 15 ～8. 26	第 1 次	筆記	H17. 9. 25 (H17. 10. 7)	熊本市 八代市 本渡市
				第 2 次	筆記	H17. 10. 22	熊本市
					面接	H17. 10. 29 (H17. 11. 11)	熊本市
警察官採用試験	警察官 A	H17. 4. 27	H17. 5. 16 ～5. 27	第 1 次	H17. 7. 10 (H17. 7. 15)		熊本市 東京都
				第 2 次	H17. 8. 6 H17. 8. 13～8. 17 (H17. 8. 26)		熊本市
	警察官 B	H17. 6. 30	H17. 8. 15 ～8. 26	第 1 次	H17. 10. 16 (H17. 10. 25)		熊本市 八代市 本渡市
				第 2 次	H17. 11. 19 H17. 11. 26～11. 27 (H17. 12. 9)		熊本市

(2) 採用試験及び採用選考の実施状況

① 職員採用試験

(単位：人)

区分	職 種	採 用 予定者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (7.1現在)
			受験者数	合格者数				
大学卒業程度	行 政	25 人程度	676	64	49	25	27.0	21
	警察行政	1 人程度	40	3	3	1	40.0	1
	心理判定員	2 人程度	38	5	5	2	19.0	2
	一般土木	6 人程度	40	12	11	6	6.7	4
	農業土木	2 人程度	17	6	5	2	8.5	2
	建 築	3 人程度	21	6	6	3	7.0	3
	電 気	2 人程度	27	5	4	2	13.5	2
	化 学	4 人程度	25	8	8	4	6.3	3
	農 学	10 人程度	98	19	16	10	9.8	9
	林 学	2 人程度	17	5	5	2	8.5	2
	畜 産	2 人程度	23	5	5	2	11.5	2
	水 産	1 人程度	20	3	3	1	20.0	1
	管理栄養士	1 人程度	49	3	3	1	49.0	1
	保 健 師	1 人程度	13	3	3	1	13.0	1
	薬 剤 師	2 人程度	17	5	5	2	8.5	2
小 計	64 人程度	1,121	152	131	64	17.5	56	
卒短期 程度大学	学校図書館事務	2 人程度	75	5	5	2	37.5	2
	学校栄養職員	3 人程度	62	6	6	3	20.7	3
	小 計	5 人程度	137	11	11	5	27.4	5
卒高等 程度学校	一般事務	5 人程度	129	11	11	5	25.8	5
	警察事務	1 人程度	59	3	3	1	59.0	1
	学校事務	2 人程度	66	5	5	2	33.0	2
	一般土木	2 人程度	16	5	5	2	8.0	2
	農業土木	1 人程度	14	3	3	1	14.0	1
	林 業	1 人程度	15	3	3	1	15.0	1
小 計	12 人程度	299	30	30	12	24.9	12	
合 計	81 人程度	1,557	193	172	81	19.2	73	

② 警察官採用試験

(単位：人)

職 種	試験の区分	採 用 予定者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (7.1現在)
			受験者数	合格者数				
警察官A	男 性	94 人程度	778	324	275	100	7.8	97
	女 性	4 人程度	126	14	10	4	31.5	4
	武道指導	2 人程度	8	4	4	3	2.7	3
	小 計	100 人程度	912	342	289	107	8.5	104
警察官B	男 性	49 人程度	450	116	90	50	9.0	43
	女 性	2 人程度	84	8	5	2	42.0	2
	武道指導	2 人程度	5	2	2	1	5.0	1
	小 計	53 人程度	539	126	97	53	10.2	46
合 計	153 人程度	1,451	468	386	160	9.1	150	

③ 採用選考

(単位：人)

区分	任命権者		知 事	教育委員会	警察本部長	公営企業 管理者	そ の 他	計
	職							
一般職員	人事交流等	部 長 級						0
		次 長 級	1					1
		課 長 級	5	6				11
		課長補佐級	2	10	1			13
		係 長 級	2	35				37
		主任主事	2	7				9
		主任技師	1					1
		主 事						0
		技 師	1					1
	資格職種等	医 師	5					5
		作業療法士						0
		理学療法士						0
		看 護 師	4					4
		職業訓練指導員						0
		言語聴覚士						0
		機 関 士						0
		獣 医 師	4					4
		技能労務職		1				1
	身体障害者		3					3
小 計		30	59	1	0	0	90	
警察官	人事交流等	警 視			4			4
		警 部						0
		警 部 補						0
		巡 査 部 長						0
		巡 査						0
	小 計		0	0	4	0	0	4
合 計		30	59	5	0	0	94	

(3) 昇任試験の実施状況

(単位：人)

区分	職	受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	試験日
警察官	警 部	363	26	14.0	予 備 H17.5.18 第 1 次 H17.6.9 第 2 次 H17.7.1
	警 部 補	404	67	6.0	予 備 17.11.9 第 1 次 17.12.2 第 2 次 17.12.19
	巡査部長	625	104	6.0	予 備 H17.11.1 第 1 次 H17.12.5 第 2 次 H17.12.22

(4) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職	知 事	教育委員会	警察本部	公営企業 管理者	その他	計
一般職員	部長級	4			1		5
	次長級	23	3				26
	課長級	41		1			42
	課長補佐級	99	20	4	1	1	125
	係長級	132	19	8	2		161
	小計	299	42	13	4	1	359
警察官	警 視			14			14
	小計	0	0	14	0	0	14
合計		299	42	27	4	1	373

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
 地方公務員法の規定に基づき、平成 17 年 9 月 30 日に県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

- (1) 平成 17 年度の給与改定
 - ① 民間給与と職員給与の比較
 - ア 公民給与較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A-B)
387,619 円	389,244 円	▲ 1,625 円 (▲ 0.42%)

* 職員と県内民間事業所の従事者の平成 17 年 4 月分給与を調査し、職種、役職、年齢など給与決定要素を同じくする者同士を比較。
 (ベア中止、定昇停止、賃金カット等を行った事業所の状況も反映)

- イ 特別給 (ボーナス)
 民間のボーナス (賞与等の特別給) の年間平均支給月数は 4.43 月
 職員の期末・勤勉手当 (ボーナス) の年間平均支給月数は 4.40 月

- ② 給与改定の内容
 - ア 給料表
 人事院勧告に準じて、すべての級のすべての給料月額を定率 (0.3%) で引下げ。

- イ 諸手当
 - A 初任給調整手当
 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の引下げ。
 (最高 307,900 円 → 306,900 円)
 - B 扶養手当
 配偶者に係る支給月額を引下げ。(13,500 円 → 13,000 円)
 - C 期末・勤勉手当の引上げ等
 支給月数を 0.05 月分引上げ。(4.40 月分 → 4.45 月分)
- <一般の職員の場合の支給月数>

	6 月期	12 月期
本年度 期末手当	1.4 月 (支給済み)	1.6 月 (改定なし)
勤勉手当	0.7 月 (支給済み)	0.75 月 (現行 0.7 月)
18 年度 期末手当	1.4 月	1.6 月
勤勉手当	0.725 月	0.725 月

- ウ 実施時期等
 この改定は、条例公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日) から実施。
 4 月からの年間給与について民間との実質的な均衡が図られるよう、12 月に支給される期末手当等の額について所要の調整措置。

- (2) 給与構造の改革 (平成 18 年度実施)
 - ① 給与構造の改革の基本的考え
 - 人事院は、俸給表構造及び俸給制度の抜本的改革を行うことを勧告。
 - ア 公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し
 - ・ 俸給表水準の平均 4.8% の引下げ
 - ・ 民間賃金の高い地域の勤務者に地域手当を支給
 - イ 年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給表構造への転換
 - ・ 給与カーブのフラット化

- ・ 俸給表の級構成の再編
 - ・ 最高号俸を超える枠外昇給制度の廃止
 - ウ 勤務実績の給与への反映
 - ・ きめ細かな勤務成績の反映を行うための現行号俸の 4 分割
 - ・ 勤勉手当への実績反映の拡大
 - 人事院勧告に準じた場合、職員の給与水準が下がることとなるが、その職務内容は国家公務員とほぼ同一であり、給与水準については差が生じないよう均衡を図ることが必要であること等から、人事院勧告に準じる必要がある。
 - ② 改革すべき事項
 - ア 人事院勧告に準じた給料表の改定
 - イ 人事院勧告に準じた地域手当の新設
 - ウ 人事院勧告に準じた勤務成績に基づく昇給制度及び勤勉手当への実績反映の拡大のための制度の導入・拡大
 - エ アからウの改定に伴う、人事院勧告に準じた所要の経過措置
 - ③ 実施状況
 - ア 平成 17 年の給与改定
人事委員会勧告のとおり改定。
平成 17 年 11 月定例県議会にて関係条例可決。
(平成 17 年 11 月 30 日公布、平成 17 年 12 月 1 日施行)
 - イ 給与構造の改革(平成 18 年度実施)
人事委員会勧告のとおり実施。
平成 18 年 2 月定例県議会にて関係条例可決。
(平成 18 年 3 月 23 日公布、平成 18 年 4 月 1 日施行)
- 10 勤務条件に関する措置の要求の状況
平成 17 年度の要求件数等については、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 措置要求件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
給 与						0
旅 費						0
休 暇						0
執務環境						0
福利厚生						0
転 任						0
任 用						0
そ の 他	1	0	1	1		0
合 計	1	0	1	1	0	0

11 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 17 年度の申立て件数等については、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 不服申立て件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
分限処分	降 給					0
	降 任					0
	休 職					0
	分限免職	1	0	1	1	0
	小 計	1	0	1	1	0
懲戒処分	戒 告					0
	減 給					0
	停 職					0
	懲戒免職	2	1	1	1	2
	小 計	2	1	1	1	2
転 任						0
そ の 他						0
合 計	3	1	2	2	0	2

熊本県公告第 718 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市上生字前田 1054 番 3
499.01 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市須屋 644 番地 1
角田 隆則

熊本県公告第 719 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確認できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から 30 日以内に申し出ること。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確認できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 株式会社東亜建設工業
熊本市月出 1-8-2
代表取締役 津崎 哲郎
熊本県知事許可（特 - 14）第 02458 号
 - (2) 有限会社大石木工所
菊池市泗水町吉富 604
代表取締役 大石 誠
熊本県知事許可（般 - 16）第 09512 号
 - (3) 有限会社ユー建ホーム
熊本市尾ノ上 4-20-18
代表取締役 福田 孝司
熊本県知事許可（般 - 16）第 15717 号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課

熊本県公告第 720 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
パソコン及びプリンタの借入れ
パソコン 1873 セット及びプリンタ 5 セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 8 月 8 日
- 4 落札者の名称及び所在地
芙蓉総合リース株式会社熊本支店
熊本市水道町 7 番 16 号
- 5 落札金額（月額）
4,508,700 円（うち消費税及び地方消費税の額 214,700 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 18 年 6 月 28 日

熊本県公告第 721 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
環境センター展示室整備委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 19 年 3 月 30 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、環境センター展示室整備委託に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目その他（展示室整備関係）に登録された者で、かつ、その格付けが「A」と決定された者であること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5 の（3）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 過去 2 年の間に各種展示室における整備業務の受注実績があること。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 18 年 9 月 29 日（金）から平成 18 年 10 月 27 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

- (2) 提出場所
4 に記載のとおり。
- (3) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室（熊本県庁行政棟新館 5 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 7322
ダイヤルイン 096-333-2266
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり。
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 9 月 29 日（金）から平成 18 年 10 月 20 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
イ 交付場所
4 に記載のとおり。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
ア 日時
平成 18 年 11 月 8 日（水）午後 1 時 30 分
イ 場所
熊本県環境生活部環境政策課内（県庁行政棟新館 5 階）
ウ 入札書の提出方法
持参するものとする。ただし、持参することができないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 11 月 7 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、5 の（3）のアに掲げる入札の日時までに見積もった契約希望金額に 100 分の 5 を乗じた額以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限

- 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be contracted:
Renewal exhibition room of Environmental Education and Intelligence Center
- (2) Location:
Environmental Education and Intelligence Center
- (3) Date and place to submit bidding proposal:
November 8 2006 1:30 p.m.
Environmental Policy Division
- (4) Date by which bidding proposal must be received:
November 7 2006
- (5) Language and currency to be used for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department in charge of this bidding contract:
Environment Policy Promotion Office,
Environmental Policy Division,
Department of Environment and Residential Life
6-18-1 Suizenji Kumamoto City
Kumamoto Prefecture 862-8570 Japan
Phone:096-383-1111 Ext 7322

熊本県公告第 722 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基準点改測作業）	平成 18 年 10 月 1 日から 平成 18 年 12 月 20 日まで	宇城市、上天草市、阿蘇郡南阿蘇村及び上益城郡山都町

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第 22 号

技能教育施設の指定等に関する規則（昭和 37 年文部省令第 8 号）第 4 条及び第 6 条第 1 項の規定により、技能教育施設及び指定技能施設の連携措置に係る科目の指定を、次のとおりとする。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 指定技能教育施設の名称 熊本ゼミナール株式会社教育センター
(熊本市神水一丁目 8 番 12 号)
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス情報	ビジネス情報
ビジネス基礎	ビジネス基礎
簿記	簿記
家庭看護・福祉	家庭看護・福祉

熊本県環境影響評価審査会公告第 2 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 18 年 10 月 3 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 2 階「ひばり」
- 3 審議内容
熊本県環境影響評価審査会の運営について
(委嘱状の交付、会長及び会長職務代理者の選出)
- 4 その他
「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」概要についての事業者からの説明
- 5 傍聴者の定員
10 人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-383-1111

熊本県公安委員会告示第 25 号

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 7 号 (道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 8 号の 2、第 11 号、第 12 号及び第 13 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のとおり改正し、平成 18 年 9 月 29 日から施行する。

平成 18 年 9 月 29 日

熊本県公安委員会委員長 武 藤 徳 子

- 10 の項を次のように改める。
- 10 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場 所	期 日	受 付 時 間
上熊本三陽自動車学校 (熊本市上熊本三丁目26番3号)	火曜日、木曜日及び 金曜日	午後1時00分から同1時 30分まで
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目1番10号)	火曜日、金曜日及び 土曜日	
熊本ドライビングスクール (熊本市楠六丁目6番25号)	水曜日から金曜日ま で	
三陽自動車学校 (熊本市田崎二丁目1番11号)	火曜日、水曜日及び 金曜日	
中央自動車学校 (熊本市坪井六丁目10番1号)	月曜日から金曜日ま で	
寺原自動車学校 (熊本市壺川二丁目3番78号)	日曜日、火曜日及び 金曜日	
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	火曜日及び木曜日	

大洋第二自動車学校 (玉名市築地761番地)	水曜日及び金曜日
荒尾自動車学校 (荒尾市川登1801番地2)	月曜日、水曜日及び 金曜日
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田947番地1)	火曜日及び木曜日
植木自動車学校 (鹿本郡植木町投刀塚320番地1)	水曜日、金曜日及び 土曜日
菊池自動車学校 (菊池市木柑子1427番地)	火曜日、木曜日及び 土曜日
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水1430番地)	月曜日、火曜日及び 木曜日
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富300番地39)	火曜日、木曜日及び 土曜日
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)	水曜日、金曜日及び 土曜日
熊本バス自動車学校 (上益城郡御船町大字木倉175番地)	水曜日、金曜日及び 土曜日
矢部自動車学校 (上益城郡山都町千滝441番地)	月曜日、水曜日及び 金曜日
熊本南自動車学校 (宇土市松山町2300番地)	月曜日、火曜日、木 曜日及び土曜日
豊福自動車教習所	月曜日、水曜日及び

(宇城市松橋町両仲間64番地1)	金曜日
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	月曜日、木曜日及び 土曜日
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	月曜日、水曜日、木 曜日及び土曜日
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目8番1号)	月曜日、木曜日及び 土曜日
人吉自動車学校 (人吉市鶴田町875番地)	月曜日、木曜日及び 土曜日
中球磨モータースクール (球磨郡あさぎり町免田西381番地)	日曜日、水曜日及び 土曜日
多良木自動車学園 (球磨郡多良木町黒肥地310番地)	月曜日、火曜日及び 金曜日
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地4)	火曜日から土曜日ま で
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地2)	火曜日、水曜日、金 曜日及び土曜日
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子5532番地)	火曜日、木曜日及び 土曜日
倉岳自動車学校 (天草市倉岳町棚底2400番地)	火曜日、木曜日及び 金曜日

正 誤

平成 16 年 10 月 1 日熊本県規則第 51 号（熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
17	16	祭典等	典等

